

～確定申告が不要な給与所得者・年金所得者の方へ～

ふるさと納税のワンストップ特例制度について

平成27年4月1日から「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

この制度は、確定申告をする必要のない給与所得者の方などが「ふるさと納税」をされた場合に、土幌町を含め納税(寄附)先が5団体以内で、かつ確定申告を行わない方に限り、申請書を提出することで、確定申告を行わなくても寄付金控除が受けられる制度です。

この制度を利用すると、控除される税金が、これまで【所得税からの還付・住民税からの控除】だったのが、すべて【住民税からの控除】となり、翌年度に住民税から控除されます。

★「ワンストップ特例制度」を利用するための条件(必ず事前にご確認ください)

■確定申告をする必要のない給与所得者等であること

※給与所得のみの方でも、医療費控除のために確定申告が必要な方などは、確定申告で寄付金控除を申請してください。

■1年間の寄附先が5自治体以下であること

※1つの自治体に複数回寄附をしても「1自治体」とカウントします。

★申請方法

制度の利用を希望される方は、寄附の申込みをされる際に**申請書**の送付をお申込みください。

【ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」で寄附を申込みされる方】

→ふるさとチョイスの土幌町の申込みフォームで、ワンストップ特例制度の【申請書の要望】にチェックを入れ、性別と生年月日を入力してください。

【土幌町の「寄附申込書」で寄附を申込みされる方】

→寄附申込書の4. 寄附金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例制度)で「希望する」にチェックを入れ、性別と生年月日を記入してください。

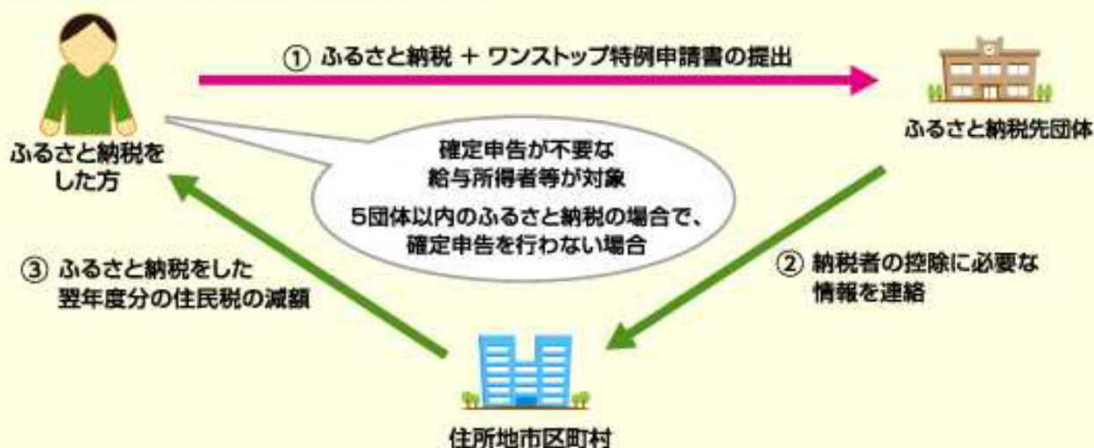
上記のお申込みと寄附の入金を確認した後、土幌町から寄附をされた方へ『**寄附金税額控除に係る申告特例申請書**』(ワンストップ特例申請書)を寄附金受領証明書に同封し送付しますので、必要事項の記入と捺印をしていただき、土幌町へ返送(郵送)してください。

土幌町は、返送いただいた申請書を受け取り、寄附をされた方へ受付書を送付します。受付書は、先に送付した寄附金受領証明書とあわせ大切に保管してください。

★ご注意いただきたいこと

- ・ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告を行った場合(医療費控除などを含む)や、6自治体以上に寄附を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となります。
- ・ワンストップ特例の申請内容(住所・氏名など)に変更が生じた場合は、所定の様式により変更手続きが必要となりますので、土幌町までご連絡ください。

ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合



【お問合せ先:土幌町役場総務企画課企画グループ(TEL 01564-5-5212)】